2026年11月27日

各　　位

会社名　　新都ホールディングス株式会社
代表者名　代表取締役社長　　塚本　明輝
（コード番号：2776　東証スタンダード）
問合せ先　取締役　　半田　紗弥
電話　　03-5980-7002

自己株式の取得（代物弁済）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の主要株主である福田卓也氏（以下「対象株主」といいます。）が保有する当社普通株式5,450,400株を、当社が対象株主に対して有する金銭債権（株式譲渡対価）448,000,000円の代物弁済として取得することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

１．自己株式の取得の理由

当社は、対象株主に対し、2026年10月28日付、「連結子会社の異動（株式譲渡）に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、対象株主が会長を務める栄新商事株式会社の普通株式5,600株を対象株主へ譲渡し、その譲渡代金として448,000,000円の金銭債権を有しております。

しかしながら、対象株主による譲渡代金の支払いが確認できなかったことから、当社は対象株主に対して複数回にわたり支払いを請求してまいりましたが、現在に至るまで当該譲渡代金の回収には至っておりません。その後、対象株主の資金繰り等の事情により、当該金銭債務の履行が相当の期間にわたり困難であり、具体的な支払時期を明示できない状況であることが判明したため、当社は当該債権の代替的な回収方法について対象株主と協議を重ねてまいりました。

当社は、対象株主の資産状況及び他の債権回収手段の実効性・迅速性等を総合的に勘案した結果、本件金銭債権の回収に当たり、その目的を達成するために当社普通株式を取得することが必要かつ不可欠であると判断いたしました。

これを受け、当社は、会社法第155条第13号及び会社法施行規則第27条第8号に定める場合に該当するものとして、対象株主が保有する当社普通株式5,450,400株を代物弁済とし

て取得することを、本日開催の取締役会において決議いたしました。

２．自己株式の取得の内容

（1）	取得対象株式の種類	当社普通株式
（2）	取得株式総数	5,450,400 株
（3）	代物弁済の対象となる金銭債権の額	448,000,000円
（4）	1株当たりの取得価額	82.20円 ※
（5）	本取締役会決議日の前営業日の終値	69.00円
（6）	取得方法	当社が対象株主に対して有する 金銭債権の代物弁済による取得
（7）	取得日	2026年11月30日（予定）
（8）	取得先	当社の主要株主である福田卓也氏
（9）	取得の法的根拠	会社法第155条第13号及び 会社法施行規則第27条第8号

※小数点第３位を四捨五入しております。

３．取得株式数及び代物弁済条件の決定理由

本件代物弁済における取得株式数及び代物弁済の条件については、当社が対象株主に対して有する金銭債権の回収を確実にする観点から、当社株式の市場価格の推移、対象株主の資金状況及び本件債権の回収可能性等を総合的に勘案し、対象株主との協議を踏まえて決定いたしました。

具体的には、本件取得株式数5,450,400株について、直近30日間、45日間及び60日間の株価平均をそれぞれ基礎として評価した場合の株式総額は、順に462,034千円、469,969千円及び476,339千円となり、いずれも本件金銭債権448,000,000円を上回っております。

当社といたしましては、直近の市場価格のみならず、一定期間における市場価格の推移を考慮したうえで、本件金銭債権448,000,000円の全額を代物弁済により回収することが合理的であると判断し、当社及び対象株主との協議・合意により取得株式数及び代物弁済の条件を決定いたしました。

また、本件において対象株主が保有する当社普通株式の全部である6,000,400株を代物弁済の対象とすることについても検討いたしました。しかしながら、本件の目的は、対象株主が保有する当社株式の全部を取得することではなく、当社が対象株主に対して有する448,000,000円の金銭債権を回収することにあります。

当社としては、一定期間における当社株式の市場価格の推移を踏まえ、取得株式数5,450,400株によって本件金銭債権の全額を回収することが合理的であると判断いたしました。

本件代物弁済により取得する当社普通株式は5,450,400株であり、当該株式の全部の移転が完了した時点で、代物弁済に基づき、当社が対象株主に対して有する金銭債権448,000,000円の全額について弁済されたものとして取り扱う予定であります。

４．取得後の自己株式の保有方針

本件により取得した自己株式については、当面、自己株式として保有する予定であります。

なお、現時点において、当該自己株式の消却又は処分について具体的に決定した事項はありません。

５．今後の見通し

2026年10月28日付、「連結子会社の異動（株式譲渡）に関するお知らせ」で公表しましたとおり、 2027年1月期第３四半期において、連結決算上、関係会社株式売却損（特別損失）を計上する見込みであります。現時点では、その金額について精査中であり、金額が判明し次第速やかにお知らせいたします。

なお、本自己株式の取得（代物弁済）が2027年1月期の当社連結業績及び個別業績に与える影響につきましては、現在精査中であり、業績予想の修正が必要となる場合には速やかにお知らせいたします。

以上